

大阪狭山市監査委員告示第15号

地方自治法第242条第9項の規定に基づき住民監査請求（大阪狭山市職員措置請求書）に係る監査結果（勧告）に対する措置状況について通知があったので、同項の規定に基づき当該措置状況を下記のとおり公表する。

平成30年(2018年)12月28日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

小原一浩

記

1 勧告年月日

平成30年5月31日

2 勧告内容等

(1) 勧告

- ① 市長は岩室財産区管理者として、メルシー for SAYAMA株式会社に対し、濁り池の不法占有状態の解消を図る協議を行い、損害賠償等については、必要な措置を講じられたい。
- ② 市長は岩室財産区管理者として、濁り池について適正な使用許可手続がなされるまで岩室財産区の損害が生じるため、速やかに岩室財産区特別会計及び一般会計の収入として経理できるよう必要な措置を講じられたい。
- ③ 上記①及び②に対する措置の期限は、平成30年12月末日までとする。

- ④ 自治法第242条第9項の規定に基づき、期間内に必要な措置を講じられたときには、速やかにその旨を通知されたい。

(2) 意見

- ① 本件を監査するにあたって、根本的な問題は、関係法令の確認を怠り、誤った判断をしたまま、拙速に事業を進めたことにあると思われる。市長が岩室財産区管理者並びにメルシー for SAYAMA株式会社代表取締役の双方代理となったまま、あえて事業を進めた結果、大阪狭山市及び岩室財産区に損害が生じていることは、誠に遺憾である。

監査委員の勧告に対する措置を講じるにあたっては、長の事務の委任・臨時代理（自治法第153条第1項）の規定により、双方代理（民法第108条）の禁止規定に抵触する行為とならないように、適宜、補助機関である職員に委任する等、適正に対処されたい。

- ② 財産区財産の管理及び処分等について、岩室財産区においては早急に管理運営組織の設置について努力されたい。また、再発防止のため、市条例等の規定を検証されたい。

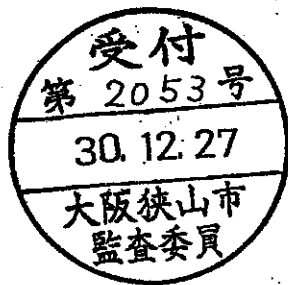
- ③ 今般の勧告について、市長は、財産区管理者及び市長として措置を講じることにより、メルシー for SAYAMA株式会社に対しては濁り池使用の問題解決のため、出資者として指導、監督を行い、メルシー for SAYAMA株式会社代表取締役として適正に対処されたい。

3 措置年月日

平成30年12月27日

4 措置状況

別紙の写しのとおり



大 狭 財 第 1 2 1 号

平成30年(2018年)12月27日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様

小 原 一 浩 様

大阪狭山市長 古 川 照 人



大阪狭山市職員措置請求に係る監査の結果（勧告）に対する措置状況について

平成30年5月31日付け大狭監第2028号による監査の結果(勧告)について、
別添のとおり措置を講じたので地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

大阪狭山市職員措置請求に係る監査結果の措置状況

1. 平成30年6月25日に、岩室財産区管理者大阪狭山市長が、岩室財産区管理者の権限に属する事務の一部を大阪狭山市副市長に委任した。
2. 平成30年6月26日付けで、岩室財産区管理者大阪狭山市長の代理である大阪狭山市副市長が、メルシーfor SAYAMA 株式会社代表取締役に対し、不法占有開始時から
の使用料相当額の損害賠償金の支払いを行うとともに、不法占有状態の解消を図ること
など、監査結果に対する必要な措置を講じ、速やかに是正に向けた対応をするよう通知
した。(別紙1のとおり)
3. 平成30年6月27日付けで、大阪狭山市総務部長が大阪狭山市グリーン水素シティ
事業対策室長に対し、「2」の件についてメルシーfor SAYAMA 株式会社への指導を
依頼した。(別紙2のとおり)
4. 平成30年6月28日付けで、大阪狭山市長が、メルシーfor SAYAMA 株式会社を
指導する立場から、メルシーfor SAYAMA 株式会社に対し、速やかに是正に向けた対
応を講じて大阪狭山市へ報告するよう通知した。(別紙3のとおり)
5. 平成30年6月30日にメルシーfor SAYAMA 株式会社の代表取締役が、池之原地
区長宅へこれまでの経緯の説明と謝罪に伺ったが不在であった。
6. 平成30年7月7日付けで、メルシーfor SAYAMA 株式会社の代表取締役が池之原
地区会及び池之原水利組合に対して、監査結果を受け、是正に向けた協議の場を設けて
いただきたい旨の依頼文を郵送した。(別紙4-1、別紙4-2のとおり)

7. 平成30年8月21日にメルシーfor SAYAMA 株式会社の代表取締役が、池之原地区長宅に伺い、これまでの経緯の説明と謝罪を行った。
8. 平成30年10月28日、大阪狭山市総務部財政グループ（財産区担当）が、池之原会館にて池之原地区会役員及び池之原水利組合役員に対して、財産区管理会設立等に関する説明を行った。
9. 平成30年11月28日、大阪狭山市総務部財政グループ（財産区担当）が、池之原会館にて池之原地区住民に対して、財産区に関する勉強会を行った。
10. 平成30年12月1日、池之原水利組合の臨時総会が開催され、将来のため池の管理を見据えて財産区管理会を立ち上げる方向性が決定された。
11. 平成30年12月9日、池之原地区会の臨時総会が開催され、将来のため池の管理を見据えて財産区管理会を立ち上げる方向性が決定された。
12. 住民監査請求において勧告された内容に対しては、監査委員からの意見を踏まえ、上記の措置を講じ、又は確認したが、今後も引き続き、以下に示す措置を講じ、又は支援していくこととする。
- (1) 岩室地区においても、岩室財産区管理会を立ち上げることについての承認
 - (2) 大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例の一部改正（岩室財産区を加える）について、市議会に上程
 - (3) 岩室財産区管理会における、岩室財産区管理委員選任（7人）の同意について、市議会に上程
 - (4) 池之原地区会における、濁り池における岩室財産区財産の処分（目的外使用）につ

いて決議

- (5) 岩室地区会における、濁り池についての岩室財産区財産の処分（目的外使用）の承諾（A）
- (6) 池之原水利組合における、濁り池についての岩室財産区財産の処分（目的外使用）の承諾（B）
- (7) 池之原地区会から岩室財産区管理者に対し、濁り池における処分（目的外使用）申請（承諾（A）の書面及び承諾（B）の書面を添付して申請）
- (8) 太陽光発電設備所有者からの、濁り池の使用にかかる行政財産使用許可手続き
- (9) 大阪狭山市使用料条例の一部改正及び大阪狭山市岩室財産区基金条例の制定について、市議会に上程
- (10) 岩室財産区特別会計及び一般会計補正予算について、市議会に上程（予算措置）
- (11) 岩室財産区特別会計において使用料（不法占有時の使用料相当額及び遅延損害金を含む）の受入、岩室財産区基金への積立、一般会計への繰出及び一般会計での繰入

13. 「12」の措置についての状況は、随時、監査委員に通知することとする。

大狭財第51号
平成30年6月26日
(2018年)

メルシー for SAYAMA株式会社
代表取締役 古川 照人 様

岩室財産区管理者
大阪狭山市長 古川 照人
代理 大阪狭山市副市長 高林 正啓



濁り池における財産区財産の適正な管理について (通知)

岩室財産区財産である濁り池において実施されている太陽光発電事業について、平成30年5月31日付、大狭監第2028号「大阪狭山市職員措置請求に係る監査の結果について」において、地方自治法第242条第4項の規定に基づき必要な措置を講じるよう勧告を受けているものです。よって、財産区財産の適正な管理に向けて必要な措置を講じ、下記のとおり是正されるよう求めます。

記

- 1 濁り池について、速やかに、不法占有開始時からの使用料相当額の損害賠償金の支払いを行うとともに、不法占有状態の解消を図ること。
- 2 上記1においては、速やかに協議の場を設けること。

別紙 2

大 狭 財 第 5 2 号
平成30年6月27日
(2018年)

(あて先)
グリーン水素シティ事業対策室長

総 務 部 長



濁り池における財産区財産の適正な管理について (依頼)

メルシー for SAYAMA株式会社が岩室財産区財産である濁り池において実施されている太陽光発電事業については、平成30年5月31日付大狭監第2028号「大阪狭山市職員措置請求に係る監査の結果について」において、地方自治法第242条第4項の規定に基づき必要な措置を講じるよう勧告を受けております。

平成30年6月26日付で岩室財産区管理者から同社に対し、財産区財産の適正な管理に向けて必要な措置を講じ是正されるよう、別添写しにより通知をしたところです。

つきましては、貴職におかれましても、同社に対し指導されるようお願いいたします。



大 狭 グ 対 第 1 号

平成 3 0 年 6 月 2 8 日

メルシーfor SAYAMA 株式会社

代表取締役 古川 照人 様

大阪狭山市長 古川 照

(グリーン水素シティ事業対策室)



濁り池における財産区財産の適正な管理について (通知)

平成 3 0 年 6 月 2 7 日付大狭財第 5 2 号で貴社において岩室財産区財産である濁り池で実施されている太陽光発電事業については、当財産区管理者からの通知のとおり、財産区財産の適正な管理に向けて関係法令に基づき、必要な措置を講じ是正するよう指導を受けています。

つきましては、貴社としてもこの指導に対し、速やかに是正に向けた対応を講じて、本市へ報告するよう通知します。

平成 30 年 7 月 7 日

池之原地区会

地区長 XXXXXXXXXX 様

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社に対し、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは、先に締結しました協定書・覚書に基づく農業振興等につながる経費の支払いについて、下記の事情により、お約束の期日にお支払いできない状況となっていることに対し、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

ご高承のとおり、平成 30 年 5 月 31 日付で住民監査請求に係る監査結果が大阪狭山市に提出され、岩室財産区管理者の大阪狭山市長より、弊社に対し、財産区財産の適正な管理に向けて、速やかに濁り池の不法占有状態の解消を図るとともに、速やかに協議の場を設けるなど必要な措置を講じるようよう求められております。

つきましては、誠に勝手なお願いとは存じますが、上述ご理解賜り協定書・覚書の見直しについて、協議の場を設けていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

メルシー for SAYAMA 株式会社

代表取締役 古川 照人

平成 30 年 7 月 7 日

池之原水利組合

組合長 XXXXXXXXXX 様

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社に対し、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは、先に締結しました協定書・覚書に基づく農業振興等につながる経費の支払いについて、下記の事情により、お約束の期日にお支払いできない状況となっていることに対し、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

ご高承のとおり、平成 30 年 5 月 31 日付で住民監査請求に係る監査結果が大阪狭山市に提出され、岩室財産区管理者の大阪狭山市長より、弊社に対し、財産区財産の適正な管理に向けて、速やかに濁り池の不法占有状態の解消を図るとともに、速やかに協議の場を設けるなど必要な措置を講じるようよう求められております。

つきましては、誠に勝手なお願いとは存じますが、上述ご理解賜り協定書・覚書の見直しについて、協議の場を設けていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

メルシー for SAYAMA 株式会社

代表取締役 古川 照人